

(令和4年4月1日施行)

令和4年度和歌山県介護職員処遇改善支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、新型コロナウイルスの感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く介護職員の処遇を改善するため、和歌山県内に所在する介護サービス事業所・介護保険施設（令和4年度（令和3年度からの繰越分）介護職員処遇改善支援事業実施要綱（令和4年4月1日付け老発0401第3号厚生労働省老健局長通知別紙。以下「実施要綱」という。）3に定める介護サービス事業所等。以下「介護サービス事業所等」という。）の介護職員に対して令和4年2月から9月までの間、3%程度（月額9,000円）の賃金改善を行う介護サービス事業所等に対して、当該賃金改善を行うために必要な経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付に関しては、実施要綱及び和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2 この補助金の交付の対象となる事業は、介護サービス事業所等における介護職員処遇改善支援事業とする。

(補助対象者)

第3 この補助金の交付の対象者は、和歌山県内に所在する介護サービス事業所等を運営する者とする。

(賃金改善の要件)

第4 賃金改善は、実施要綱6に定める要件を満たし、且つ、賃金改善に要した費用は、交付する補助金の総額を上回らなければならない。

(賃金改善を行った旨の報告)

第5 実施要綱7(1)に定める賃金改善を行った旨の報告は、「介護職員処遇改善支援補助金に係る賃金改善開始の報告について」（令和4年2月1日付け長第02010002号和歌山県福祉保健部長寿社会課長通知）別紙報告様式を、同通知に規定する報告期限までに提出した場合に、これを行ったものとみなす。

(計画書兼補助事業者承認申請書)

第6 補助金の交付を受けようとする介護サービス事業所等は、介護職員処遇改善支援補助金計画書兼補助事業者承認申請書（以下「計画書等」という。）（別紙様式1）を令和4年4月15日までに知事に提出しなければならない。

なお、令和4年4月15日以降に開設等を行う場合は、この限りでない。

(補助事業者承認)

第7 知事は、第6による計画書等の提出があった場合、その内容を審査し、適当と認めるときは、介護職員処遇改善支援事業の補助事業者としての承認を行い、別紙様式2により通知するものとする。

(交付申請書)

第8 規則第4条の規定による交付申請書は、規則第22条の規定により省略する。

(交付決定)

第9 知事は、第7に基づく補助事業者承認を行った事業者に対し、賃金改善実施期間における賃金改善実施月ごとに第10に規定する方法により算定した補助額を交付決定するものとする。

(補助額の算定方法)

第10 この補助金の補助額の算定方法は、実施要綱5に定めるとおりとする。

(交付の条件)

第11 規則第6条の規定により補助金の交付に際し付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)し、中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告をしてその指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(交付決定の通知)

第12 規則第7条の規定による決定の通知は、規則第22条の規定により省略する。

(補助金の支払い)

第13 補助金の支払いは、交付決定後、速やかに行うこととする。ただし、令和4年2月分及び3月分については、同年4月分とあわせて支払うこととする。

(補助金等交付請求書)

第14 規則第16条の規定による補助金等交付請求書は、規則第22条の規定により省略する。

(実績報告)

第15 規則第13条に規定する実績報告を行う際は、次の書類を令和5年1月末日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 介護職員処遇改善支援補助金実績報告書(別紙様式3)
- (2) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第16 規則第14条に定める額の確定は、実績報告書の提出後、補助金の合計額に対して行う。

(変更の届出)

第17 実施要綱7(5)に定める変更の届出を行う際は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 会社法(平成17年法律第86号)の規定による吸収合併、新設合併等により、計画書の作成単位が変更となる場合は、計画書等(別紙様式1)並びに当

該事実発生までの賃金改善の実績及び承継後の賃金改善に関する内容を記載した書類

(2) 複数の介護サービス事業所等について一括して申請を行う事業所において、当該申請に係る介護サービス事業所等に変更（廃止等の事由による。）があった場合は、計画書等（別紙様式1）

(3) その他知事が必要と認める書類

（特別な事情に係る届出）

第18 実施要綱7（6）に規定する特別な事情に係る届出を行う際は、介護職員処遇改善支援補助金に係る特別な事情に係る届出書（別紙様式4）を知事に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第19 知事は、補助対象者が次のいずれかに該当する場合、既に交付された補助金の一部または全部を返還させることができる。

(1) 実施要綱に定める交付要件を満たさない場合

(2) この補助金の額の確定後、過誤調整等により事後的に補助対象期間の総報酬が変動し、補助金の額が額の確定時の補助金の額を下回った場合

(3) 虚偽又は不正の手段により補助金を受けた場合

（その他）

第20 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。